

外見では障がいのあることが分かりにくい人への合理的配慮動画の制作について（絵コンテ）

障害者差別解消法

不当な差別的
取扱いの禁止

合理的配慮の
提供



「障害者差別解消法」では、事業者には、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人から申し出があれば、合理的配慮の提供をすることが義務付けられています。



しかし、障がいのある人の中には外見から障がいがあることが分からず、理解されなかったり、適切な対応をされない人がいます。

<知的障がい・精神障がい・発達障がい編>

信号機故障のため運転を見合わせます

諸事情により、対応にお時間をいただくことがあります。しばらくお待ちください。

諸事情？
しばらくってどのくらい？

急な状況把握ができなかったり、難しい言葉やあいまいな言葉が分からない人がいます。



ヘルプマークの裏側に希望するサポートが書かれていることがあります。ヘルプマークをつけている人が困っているときは、裏側を確認してみましょう。

<聴覚障がい編>

聴覚障がいのある人



口の形



ジェスチャー



筆談

口の形を読む人もいますが、すべてを理解することは難しいため、いくつかの方法を組み合わせる必要があります。



「きこえないので筆談をお願いします」



「店内ですか？ テイクアウトですか？」

キーホルダーでの活用例



ネームホルダーでの活用例



きこえない、きこえにくいことを伝えたり、周囲に配慮を求めやすくするために使用されるマークです。